

伊平屋村立伊平屋小学校 学校いじめ防止基本方針

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。 【いじめ防止対策推進法】

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、全教職員の共通理解のもと、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

【いじめの禁止】

児童は、いじめを行ってはならない。

【学校及び職員の責務】

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

【いじめに関する基本的認識】

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら、被害も加害も経験する。

一方、いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、はやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成する。

手段による「いじめ」	具体的な態様
① からかい	冷やかす, うわさする, あざ笑う, 嫌なあだ名を言う, 無視する等
② 仲間はずれ	返事をしない, 一緒に遊ばない, 口をきかない等
③ いやがらせ	落書きする 物を隠す プロレスごっこ 使い走り等
④ おどし	お金や物をとる, 物を売り付ける, 無理におごらせる等
⑤ 暴力	殴る, 蹴る, リンチする, 遊びに見せかけて乱暴する等

動機による「いじめ」	
A 怒りや憎しみからのいじめ	E 隠された楽しみのためのいじめ
B うっ憤晴らしからのいじめ	F 仲間に入らせるためのいじめ
C 性格的な偏りからのいじめ	G 違和感からのいじめ
D 関心を引くためのいじめ	H その他

2 いじめ防止等のために学校が実施する基本施策

(1) いじめの防止(未然防止のための取組等)

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体で醸成し, 弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない, 見過ごさないこと等を全職員が共通理解し, 組織的に取り組む。
- ② 児童の豊かな情操と道徳心を培い, 心の通う人間関係能力の素地を養うため, 全ての教育活動を通じた道徳教育や人権教育の充実, 読書活動・体験活動等の充実を図る。
- ③ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ, いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。また, 全ての児童が, 認められている, 満たされているという思いを抱き, 自己有用感を高めるよう努める。
- ④ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるために, 人権を考える日・人権集会・人権作文・体験活動等を実施する。
- ⑤ 児童の発達の段階に応じて高学年が低学年を見守る等, いじめの起こりにくい雰囲気をつくる。

(2) 早期発見(いじめの兆候を見逃さない・見過ごさない手立て等)

- ① 週1回の職員集会で児童の情報の共有を図ると共に, いじめ早期発見の体制をつくる。
- ② いじめ調査等
いじめを早期に発見するための基本姿勢(児童のささいな変化に気づく, 気づいた情報を確実に共有する, 速やかに対応する)をもち, 在籍する児童に対する定期的な調査を実施する。

ア) 学校生活アンケート, 生活実態調査, 月1回の人権の日(人権集会)

イ) 教育相談担当による悩み相談アンケートの実施 年11回(※8月を除く)

ウ) 学級担任による教育相談の実施と聞き取り調査 年11回(※8月を除く)

③ いじめの兆候・心理等

【 日常の学校生活等から見えるいじめのサイン 】
① 休み時間や放課後など一人でぼつんとしている。 ② 泣いたり沈んだりしている児童がいても、周りが無視している。 ③ 登校を渋ったり、特定の教科の授業を休んだりする。 ④ 保健室や教育相談室、職員室に行くことが多い。 ⑤ カバンや学用品、靴や傘などが隠されたり傷つけられたりしている。 ⑥ 教科書やノート、机、黒板、壁に落書きや傷がある。 ⑦ 不必要な物を持っていたり、服装が乱れたりしている。
【 いじめられても訴えられない心理 】
① 仕返しが怖い ② 諦めている ③ 仲間でいたい ④ 心配かけたくない ⑤ プライド
【 いじめているときの心理 】
① 欲求不満のイライラを晴らしたい ② 相手の言動に対して反発・報復したい ③ 遊び感覚で愉快的気持ちになりたい ④ 強い者に追従して数の多い側に入っていたい
【 見て見ぬふりをする心理 】
① 自分がいじめの対象になることを恐れている ② かかわりたくない ③ 面白いと思っている ④ いじめられる側に非があるので仕方ない ⑤ いじめている側と仲良しなので止められない ⑥ 無力感にとらわれている ⑦ いじめかふざけか見分けがつかない

④ いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ア) 担任（教職員）による日常の相談活動（基本）
- イ) スクールカウンセラーの活用（来校日）
- ウ) いじめ相談窓口の設置（報連相シート）の活用
- エ) 伊平屋村教育委員会教育相談員（指導主事）の活用

⑤ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

- ア) 児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネット等を通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネット等を通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招きインターネットやスマホ等の情報モラル研修会等を行う。
- イ) 新入生説明会での情報モラルについて保護者への啓発
- ウ) P T Aや地域懇談会でのスマホ等の情報モラルについての話し合い

⑥ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

【教師の人権感覚の見直し】

①指導という名もとの体罰 ②児童の呼び方 ③児童の心を傷つける乱暴な言動 ④不用意な言葉 ⑤プライバシーに関わる掲示物 ⑥不必要な調査内容 ⑦個人が特定できる研究資料 ⑧心のゆとりがもてない生活環境 ⑨配慮に欠ける作品等

(3) いじめ防止等に関する措置

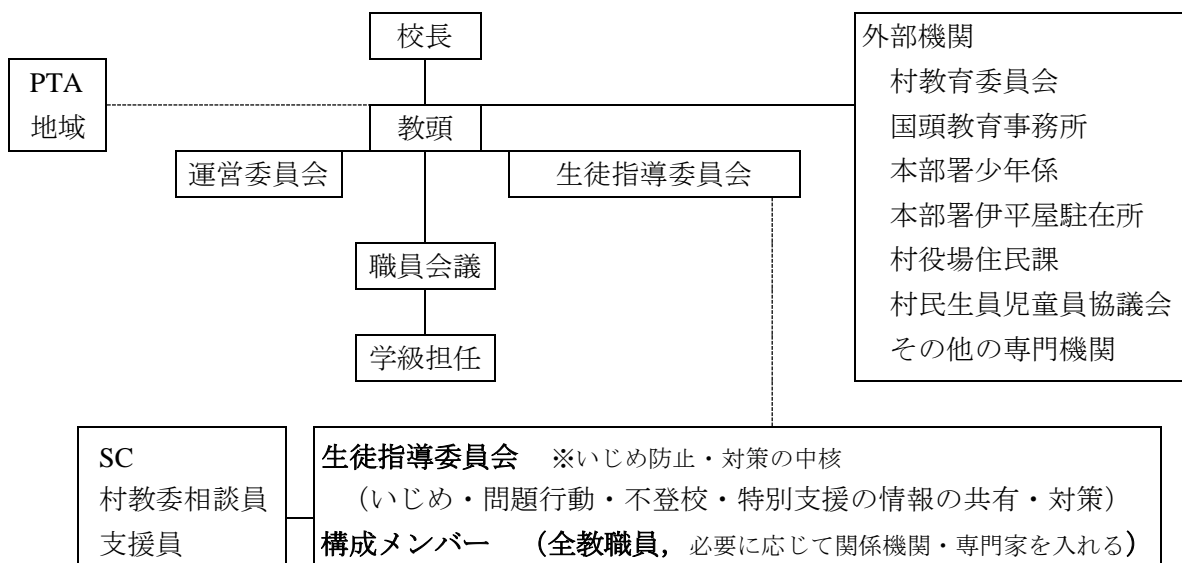
① 学校におけるいじめの防止等の対策のための校内組織

ア) 構成員

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「生徒指導部会」を設置する。

生徒指導委員会（必要に応じて関係機関・SC・専門家を入れる）

イ) いじめ・問題行動等に対する組織図（生徒指導組織図）



ウ) 活動

- いじめの早期発見に関すること（教育相談アンケート）
- いじめ防止に関すること。（いじめを考える学級活動，人権集会など）
- いじめ事案に対する対応に関すること。
- いじめが心身に及ぼす影響，その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

エ) 開催

- 週1回開催の職員集会の中に位置づけ，いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

ア) いじめに係る相談・通報を受けた場合は，すみやかに事実の有無の確認を行う。

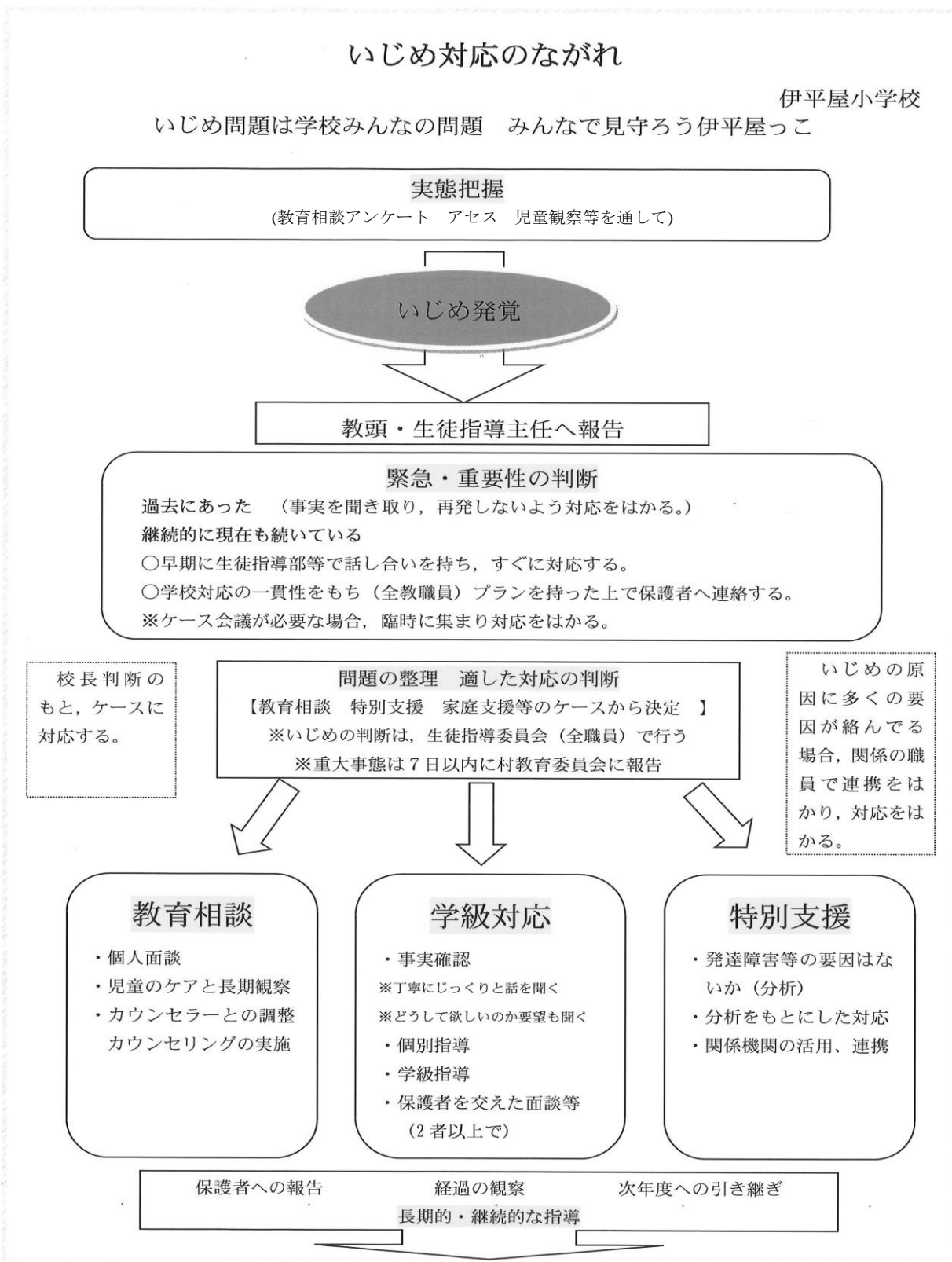
イ) いじめの事実が確認された場合は，いじめをやめさせ，その再発を防止するため，いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と，いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

ウ) 「いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは，保護者と連携を図りながら，一定期間，別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

エ) いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず，十分な

効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
 才) いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有し、学校と保護者が連携して対応するための必要な措置を講じる。

③ いじめ初期対応



(1) 重大事態の意味

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ア) 児童が自殺を企図した場合
 - イ) 心身に重大な障害を負った場合
 - ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ) 精神性の疾患を発症した場合
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ア) 不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合も学校の判断で重大事態と認識
- ③ その他の場合
 - ア) 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。

たとえ学校に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢を示すことが重要になる。

① いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施を行う。（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

② いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを実施する。※文部科学省「第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項」参照

(3) 重大事態の調査結果の情報提供及び報告

いじめ防止対策推進法あるいは沖縄県（伊平屋村）いじめ防止基本方針にあるような重大事態が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時点で、学校が「いじめの結果ではない」と考えられる場合も含む）は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、伊平屋村教育委員会に速やか（7日以内）に報告するとともに詳細の確認を行い経過の報告をする。
- ② 重大事態の調査については、学校又は伊平屋村教育委員会が設置するいじめ問題調査委員会が行う。
- ③ 教育委員会の調査に対しては、必要な資料の提供など、全面的に協力する。
- ④ 調査結果については、学校又は教育委員会がいじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。